地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（社会教育関係抜粋）（概要）

資料４

趣　旨

教育委員会が所管する**公立の図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関（以下「公立社会教育機関」という。）について**、まちづくり、観光など他の行政分野との一体的な取組の推進等のために地方公共団体がより効果的と判断する場合には、**社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、条例により地方公共団体の長が所管することを可能とする**。

概　要

公立社会教育機関の設置、管理及び廃止に関する事務について、地方公共団体の判断で条例により、教育委員会から地方公共団体の長へ移管することを可能とする。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第23条第１項第１号関係）

※ 教育委員会から地方公共団体の長への事務の移管については、既にスポーツ、文化及び文化財の保護について可能。
※ 事務の移管に係る条例を制定又は改廃する前に、地方公共団体の議会は教育委員会に意見を聴かなければならないこととされている（地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第23条第２項）。

公立社会教育機関を移管する場合に、学校教育との連携や教育の中立性等の確保の観点から、社会教育の適切な実施を確保するため、教育委員会の関与に関して一定の規定を設ける。具体的な規定は以下のとおり。

- 地方公共団体の長がその所管する公立社会教育機関の管理運営に関する規則の制定を行う際には、教育委員会に協議するものとする。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第33条第３項関係）

- 移管される公立社会教育機関に関する事務のうち、教育委員会が所管する学校、公立社会教育機関等における教育活動と密接な関連を有するものとして、規則で定めるものの実施に当たっては、あらかじめ地方公共団体の長が教育委員会の意見を聴く。

（社会教育法 第８条の２関係）

- 教育委員会は、必要と認めるときは、公立社会教育機関に関する事務について地方公共団体の長に対して意見を述べられることとする。

（社会教育法 第８条の３関係）

施行期日

公布の日

参考１

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（平成30年12月21日　中央教育審議会　答申）概要

第１部　今後の地域における社会教育の在り方

＜地域における社会教育の目指すもの＞

１．地域における社会教育の意義と果たすべき役割～「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり～

多様化し複雑化する課題と社会の変化への対応の要請

- 人口減少、高齢化、グローバル化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化、SDGsに向けた取組　等
  ⇒ 持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要
- 人生100年時代の到来、Society5.0実現の提唱　等
  ⇒ 誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取組が必要

社会教育：個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割

人づくり
自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足、自己実現・成長

つながりづくり
住民の相互学習を通じ、つながり意識や住民同士の絆の強化

学びと活動の好循環

地域づくり
地域に対する愛着や帰属意識、地域の将来像を考え取り組む意欲の喚起
住民の主体的参画による地域課題解決

２．新たな社会教育の方向性 ～開かれ、つながる社会教育の実現～

住民の主体的な参加のためのきっかけづくり
社会的に孤立しがちな人々も含め、より多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化

ネットワーク型行政の実質化
社会教育行政担当部局で完結させず、首長、NPO、大学、企業等と幅広く連携・協働

地域の学びと活動を活性化する人材の活躍
学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する多様な人材の活躍を後押し

開かれ、つながる社会教育へ

＜「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けた具体的な方策＞

１．学びへの参加のきっかけづくりの推進

- 楽しさをベースとした学びや地域防災、健康長寿など、関心の高い学び等、学びや活動のきっかけづくりを工夫
- 子供・若者の参画を促し、地域との関わりの動機付けとなり得る成功体験づくり
- 社会で孤立しがちな人に対して、福祉部局等との連携により、アウトリーチの取組を強化
- 各地における具体的な取組の収集・共有、地域における活動の事例分析と周知

２．多様な主体との連携・協働の推進

- 首長部局との連携を効果的に図るため、総合教育会議の活用や、部局間の人事交流を推進
- NPO、企業、大学等と行政関係者との積極的な意見交換や協議
- 地域学校協働活動を核にした社会教育と学校教育の一層の連携・協働

３．多様な人材の幅広い活躍の促進

- 地域の課題解決等に熱意を持って取り組む多様な人材を社会教育の活動に巻き込み、連携
- 教育委員会における社会教育主事の確実な配置、多様な主体による「社会教育士」の取得推奨

４．社会教育の基盤整備と多様な資金調達手法の活用等

- 各地方公共団体における十分な社会教育費の確保を含めた基盤整備
- クラウドファンディング等の多様な資金調達手法の活用

第２部　今後の社会教育施設の在り方

＜今後の社会教育施設に求められる役割＞

社会教育施設には、地域の学習拠点としての役割に加え、以下のような役割も期待。
- 公民館：地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点
- 図書館：他部局と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、住民のニーズに対応できる情報拠点
- 博物館：学校における学習内容に即した展示・教育事業の実施、観光振興や国際交流の拠点

＜今後の社会教育施設の所管の在り方＞

このような中、地方公共団体から、地方公共団体の判断により、地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することができる仕組み（以下「特例」という。）を導入すべきとの意見が提出。これについて検討し、必要な措置を講ずる必要（「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定））。

⇒

生涯学習社会の実現に向けた横断的・総合的な教育行政の展開に向け、社会教育に関する事務については今後とも教育委員会の所管を基本とすべき。

一方、地方の実情等を踏まえ、より効果的と判断される場合には、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管できる特例を設けることについて、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、可とすべき。

◆ 特例を設けることについて

（他行政分野との一体的運営による質の高い行政の実現の可能性）

- 社会教育施設の事業と、まちづくりや観光等の他の行政分野の社会教育に関連する事業等とを一体的に推進することで、より充実したサービス等を実現できる可能性。
- 福祉、労働、産業、観光、まちづくり、青少年健全育成等の他の行政分野における人的・物的資源や専門知識、ノウハウ、ネットワーク等の活用により、社会教育行政全体を活性化できる可能性。
- 社会教育の新たな担い手として、まちづくりや課題解決に熱意を持って取り組んでいるがこれまで社会教育と関わりがなかった人材を育成・発掘できる可能性。

（施設の効果的・効率的な整備・運営の可能性）

- 首長部局が中心となって行っている社会資本整備計画等を通じた施設の戦略的な整備や、様々な分野が複合した施設の所管を一元化することによる、当該施設の効率的な運営の可能性。

◆ 社会教育の適切な実施の確保の在り方について

同時に、社会教育の適切な実施の確保（政治的中立性の確保、住民の意向の反映、社会教育施設としての専門性の確保、社会教育と学校教育の連携等）のためには、本件特例を設けるに当たり、教育委員会による関与など一定の担保措置※を講ずる必要がある。

※担保措置については、例えば、地方公共団体において所管の特例についての条例を定める際に、教育委員会の意見を聴くこととする、といった例が議論されたが、具体的な在り方については、国において、法制化のプロセスにおいて具体的に検討すべき。

◆ 地方公共団体において特例措置を活用する場合に留意が求められる点

- 特例が活用される場合でも、当該施設は引き続き社会教育施設であり、法令の規定を踏まえた専門的職員の配置・研修、運営審議会等を活用した評価・情報発信等が重要。
- 教育委員会は社会教育振興の牽引役として引き続き積極的な役割を果たしていくことが重要（総合教育会議等の活用、首長部局やNPO等との連携・調整等）。地方行政全体の中に、社会教育を基盤とした、学びを通じた人づくり・つながりづくり・地域づくりの視点を明確に組み込んでいくことが重要。

写

参考２

一部抜粋（別添①、②、⑥～⑩ 略）

元文科教第１３６号
令和元年６月７日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各　都　道　府　県　知　事　　殿
各　指　定　都　市　市　長

文部科学省総合教育政策局長
清　水　　明

（印影印刷）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育関係法律等の改正について（通知）

この度、第 198 回国会において「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第 26 号。以下「第９次一括法」という。）が成立し、令和元年６月７日に公布され、同日に一部施行されます。

第９次一括法は、平成 30 年 12 月 25 日に閣議決定された「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、地方公共団体への事務・権限の移譲等、所要の措置を講ずるものであり、これにより、社会教育関係では、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）等の一部が改正されます。

また、これに伴い、「教育公務員特例法施行令及び社会教育法施行令の一部を改正する政令」（令和元年政令第 23 号。以下「改正令」という。）、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令」（令和元年文部科学省令第３号。以下「整備省令」という。）、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準の一部を改正する件」（令和元年文部科学省告示第９号。以下「改正告示」という。）がいずれも令和元年６月７日に公布・施行されます。

これらの法令の改正の概要及び留意事項は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理上遺漏のないよう願います。

各都道府県知事におかれては、域内の市区町村（指定都市を除く。）に対して、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、その周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

なお、これらの法令は、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

（別添）

①地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（社会教育関係抜粋）（概要）
②地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（社会教育関係抜粋）（条文）
③地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（社会教育関係抜粋）（新旧対照表）
④地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（平成 31 年4月 25 日 衆議院地方創生に関する特別委員会）（社会教育関係抜粋）
⑤地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（令和元年５月 30 日 参議院内閣委員会）（社会教育関係抜粋）
⑥教育公務員特例法施行令及び社会教育法施行令の一部を改正する政令（条文）
⑦教育公務員特例法施行令及び社会教育法施行令の一部を改正する政令（新旧対照表）
⑧地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令（条文）
⑨図書館の設置及び運営上の望ましい基準の一部を改正する件（条文）
⑩社会教育法第 23 条第１項の解釈の周知について（平成 30 年 12 月 21 日事務連絡）

記

第一　改正の概要

今回の改正は、教育委員会が所管する公立の図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関（以下「公立社会教育機関」という。）について、まちづくり、観光など他の行政分野との一体的な取組の推進等のために地方公共団体がより効果的と判断する場合には、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、条例により、地方公共団体の長が所管することを可能とするものです。

１　公立社会教育機関の所管に関する特例

（１）地方公共団体は、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、公立社会教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事務（以下「特定事務」という。）を管理し，及び執行することとすることができることとしたこと。（第９次一括法による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第 23 条第１項第１号、第９次一括法による改正後の社会教育法（以下「社教法」という。）第５条第３項及び第６条第３項）

（２）（１）に伴い、特定社会教育機関は、当該地方公共団体の長が所管することとしたこと。（地教行法第 32 条、第９次一括法による改正後の博物館法（以下「博物館法」という。）第 19 条）

（３）（１）に伴い、特定社会教育機関の職員並びに公民館運営審議会、図書館協議会及び博物館協議会の委員の任命等は、当該地方公共団体の長が行うこととしたこと。（社教法第 28 条及び第 30 条第１項、第９次一括法による改正後の図書館法（以下「図書館法」という。）第 13 条第１項及び第 15 条、博物館法第 21 条）

（４）（１）に伴い、特定社会教育機関である公民館が社教法第 23 条の規定に違反する行為を行ったときに、当該市町村の長がその事業又は行為の停止を命ずることができることとしたこと。（社教法第 40 条）

（５）（１）に伴う所要の規定の整備を行ったこと。（社教法第７条、図書館法第８条、改正令による改正後の教育公務員特例法施行令（昭和 24 年政令第６号）第４条第４号並びに改正後の社会教育法施行令（昭和 24 年政令第 280 号）第１条第２項、整備省令による改正後の教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）第 61 条の４第２号及び第 65 条の７第２号、改正後の教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年文部科学省令第９号）附則第３条第２号及び第 10 条第２号並びに改正後の免許状更新講習規則（平成 20 年文部科学省令第 10 号）第９条第１項第２号、改正告示による改正後の図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 24 年文部科学省告示第 172 号）第二の一の１の（五）の①及び第二の二の５の①）

２　社会教育の適切な実施の確保に関する担保措置

（１）地教行法第 23 条第１項の条例の定めるところにより特定事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長（以下「特定地方公共団体の長」という。）

は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとし、この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会に協議しなければならないこととしたこと。（地教行法第 33 条第３項）

（２）特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならないとしたこと。（社教法第８条の２第１項）

また、特定地方公共団体の長は、当該規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならないこととしたこと。（社教法第８条の２第２項）

（３）条例の定めるところによりその長が特定事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができることとしたこと。（社教法第８条の３）

３　施行期日等

（１）第９次一括法における社会教育関係の規定は、第９次一括法の公布の日から施行することとしたこと。（第９次一括法附則第１条）

（２）その他関係する法律について所要の規定の整備を行ったこと。（第９次一括法附則第７条）

第二　留意事項

（１）特定事務を地方公共団体の長が管理・執行することとする場合には、その旨を定める条例の制定が必要であるとともに、地教行法第 23 条第２項に基づき、地方公共団体の議会は、当該条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならないこと。また、地教行法第 29 条に基づき、地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合に、教育委員会の意見をきかなければならないこと。

（２）地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理・執行することとする公立社会教育機関については、対象とする機関が明確となるよう、条例で定めること。地方公共団体に同一種別の公立社会教育機関が複数設置されている場合､そのうち一部の機関を特定社会教育機関として定めることもできること。

（３）特定事務を地方公共団体の長が管理・執行することとする場合でも、当該事務を除く当該地方公共団体の社会教育に関する事務は引き続き教育委員会が管理・執行するものであること。

（４）都道府県が関係法の規定に基づき域内の社会教育機関に関して行う以下のような助言や研修等については、社会教育機関の設置者としての事務ではないことから、特定事務を地方公共団体の長が管理・執行することとする場合でも、教育委員会が引き続き行うこと。なお、必要に応じて当該都道府県立社会教育機関と連携しつつ行うこと。

（都道府県教育委員会が行う助言・研修等）

①　公民館関係
- 市町村に対して行う、市町村の設置する公民館が文部科学大臣の定める基準に従って設置・運営されるようにするための指導・助言等（社教法第 23 条の２第２項）
- 公民館の職員の研修（同法第 28 条の２）
- 法人の設置する公民館及び公民館類似施設への指導・助言（同法第 39 条、第 42 条第２項）
- 法人の設置する公民館に対する事業停止命令（同法第 40 条第１項）

②　図書館関係
- 司書等に対する研修（図書館法第７条）
- 市町村に対して行う､総合目録の作成や貸出文庫の巡回､図書館資料の相互貸借等に関する協力依頼（同法第８条）
- 私立図書館に対する必要な報告の要求、指導・助言（同法第 25 条、第 29 条第２項）

③　博物館関係
- 学芸員等に対する研修（博物館法第７条）
- 博物館の登録等に係る事務（同法第 10 条～第 16 条、第 29 条）
- 私立博物館に対する必要な報告の要求、指導・助言（同法第 27 条、第 29 条）

（５）地方公共団体の長が管理・執行することができるのは、条例で定める公立社会教育機関の設置、管理及び廃止に関する事務の全てであること。なお、事務の一部については、従前のとおり、地方自治法第 180 条の７の規定により、教育委員会は、当該地方公共団体の長の補助機関である職員等に委任し、あるいは長の補助機関である職員等をして補助執行させることができること。

（６）上記第一の１の（４）に関連して、社教法第 23 条第１項の解釈について、従前より周知を行ってきたところであるが、引き続き十分な周知を図られたいこと。

（別添⑩参照）

（７）地方公共団体の判断により、その長が特定社会教育機関を所管することとなった場合であっても、当該機関が社会教育法、図書館法、博物館法等に基づく社会教育機関であることに変わりはなく、社会教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映、学校教育との連携等に留意するとともに、多様性にも配慮した社会教育が適切に実施されることが重要であること。また、法律及び法律に基づく基準等を踏まえた専門的職員の配置・研修、運営状況の評価・情報発信、審議会や協議会等の積極的な活用等が重要であること。

（８）地方公共団体の長が特定社会教育機関を所管することとなった場合であっても、教育委員会には、総合教育会議等を積極的に活用しながら、首長部局やＮＰＯ等の多様な主体との連携・調整等を行い、社会教育の振興のけん引役としての積極的な役割を果たしていくことが求められること。

（９）上記第一の２の社会教育の適切な実施の確保に関する担保措置は、社会教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映、学校教育との連携等を確保することを目的とするものであること。

(10) 地教行法第 33 条第３項に基づき特定地方公共団体の長が特定社会教育機関の管理運営に関する基本的事項に係る規則を定める場合に行う教育委員会との協議については、当該機関を従前所管してきた教育委員会が関与することで、円滑な事務の移行を図り、当該機関における社会教育の適切な実施や、教育委員会が所管する学校教育や社会教育との連携を引き続き確保する観点から行われるものであること。なお、協議の実施は規則制定時を想定していること。

(11) 社教法第８条の２に基づき特定地方公共団体の長が行う教育委員会への意見聴取は、特定社会教育機関を所管する特定地方公共団体の長と学校教育・社会教育全体の振興を図る教育委員会との緊密な連携を確保する観点から行われるものであること。特定事務のうち教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものについては、例えば、学齢期の子供を対象とした事業のうち、学校教育と密接に関連するものなどを想定していること。

【本件担当】
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課法規係
TEL：03-5253-4111（内線 2973）

【別添③】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律　新旧対照条文（抄）

○　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（市町村の教育委員会の事務）	（市町村の教育委員会の事務）
第五条　（略）	第五条　（略）
2　（略）	2　（略）
3　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務（以下「特定事務」という。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。	（新設）
（都道府県の教育委員会の事務）	（都道府県の教育委員会の事務）
第六条　（略）	第六条　（略）
2　（略）	2　（略）
3　特定地方公共団体である都道府県にあつては、第一項の規定にかかわらず、前条第一項第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。	（新設）
（教育委員会と地方公共団体の長との関係）	（教育委員会と地方公共団体の長との関係）

第七条　地方公共団体の長は、その所掌に関する必要な広報宣伝で視聴覚教育の手段を利用することその他教育の施設及び手段によることを適当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。	第七条　地方公共団体の長は、その所掌事項に関する必要な広報宣伝で視聴覚教育の手段を利用しその他教育の施設及び手段によることを適当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。
２　前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき、教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長又は教育委員会）に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。	２　前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。
第八条の二　特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たつては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。 ２　特定地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。	（新設）
第八条の三　特定地方公共団体の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。	（新設）
第二十八条　市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会（特定地方公共団体である市町村の長がその設	第二十八条　市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。

置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館（第三十条第一項及び第四十条第一項において「特定公民館」という。）の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長）が任命する。 第三十条　市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。 ２　（略） （公民館の事業又は行為の停止） 第四十条　公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては当該市町村の教育委員会（特定公民館にあつては、当該市町村の長）、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。 ２　（略）
第三十条　市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。 ２　（略） （公民館の事業又は行為の停止） 第四十条　公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。 ２　（略）

○　図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（協力の依頼） 第八条　都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、その長又は教育委員会）に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。	（協力の依頼） 第八条　都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。
（職員） 第十三条　公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第十五条において「特定図書館」という。）にあつては、当該特定地方公共団体の長）が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。	（職員） 第十三条　公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。
2　（略）	2　（略）

第十五条　図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第十五条　図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

○　博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）（抄）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（所管） 第十九条　公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた博物館にあつては、当該地方公共団体の長。第二十一条において同じ。）の所管に属する。	（所管） 第十九条　公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。

○　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）（抄）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（職務権限の特例）	（職務権限の特例）
第二十三条　前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。	第二十三条　前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。
一　図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。	（新設）
二　（略）	一　（略）
三　（略）	二　（略）
四　（略）	三　（略）
2　（略）	2　（略）
（教育機関の所管）	（教育機関の所管）
第三十二条　学校その他の教育機関のうち、大学及び幼保連携型認定こども園は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、特定社会教育機関並びに第二十三条第一項第二号から第四号まで	第三十二条　学校その他の教育機関のうち、大学及び幼保連携型認定こども園は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長

に掲げる事務のうち同項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされたもののみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

（学校等の管理）

第三十三条　教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

２　前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定めを設けるものとする。

３　第二十三条第一項の条例の定めるところにより同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとする。この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。

が管理し、及び執行することとされた事務のみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

（学校等の管理）

第三十三条　教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

２　前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとする。

（新設）

○　文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（地方文化芸術推進基本計画） 第七条の二　都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。 ２　（略）	（地方文化芸術推進基本計画） 第七条の二　都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第二号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。 ２　（略）

◆地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（平成 31 年４月 25 日 衆議院地方創生に関する特別委員会）（社会教育関係抜粋）

政府は、本法施行に当たり、次の事項に十分配慮すべきである。

五　地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管する場合にあっては、社会教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映、学校教育との連携等により、多様性にも配慮した社会教育が適切に実施されるよう、地方公共団体に対し、適切な助言を行うこと。

六　公民館の運営において、特定の政党に特に有利又は不利な条件で利用させることや、特定の政党に偏って利用させるようなことは許されないが、公民館を政党又は政治家に利用させることを一般的に禁止するものではないことを、首長部局にも周知すること。

七　本法の公立社会教育施設に関する規定の施行後三年を目途として、その施行状況を検証し、必要があると認める場合には、社会教育の適切な実施のための担保措置等について、所要の見直しを行うこと。

◆地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（令和元年５月 30 日 参議院内閣委員会）（社会教育関係抜粋）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

五　地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管する場合にあっては、社会教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映、住民組織やＮＰＯなどの運営参加の促進、学校教育との連携等により、多様性にも配慮した社会教育が適切に実施されるよう、地方公共団体に対し、適切な助言を行うこと。特に、図書館、博物館等の公立社会教育施設が国民の知る権利、思想・表現の自由に資する施設であることに鑑み、格段の配慮をすること。

六　公民館の運営において、特定の政党に特に有利又は不利な条件で利用させることや、特定の政党に偏って利用させるようなことは許されないが、公民館を政党又は政治家に利用させることを一般的に禁止するものではないことを、首長部局にも周知すること。

七　本法の公立社会教育施設に関する規定の施行後三年を目途として、その施行状況を検証し、必要があると認める場合には、社会教育の適切な実施のための担保措置等について、所要の見直しを行うこと。